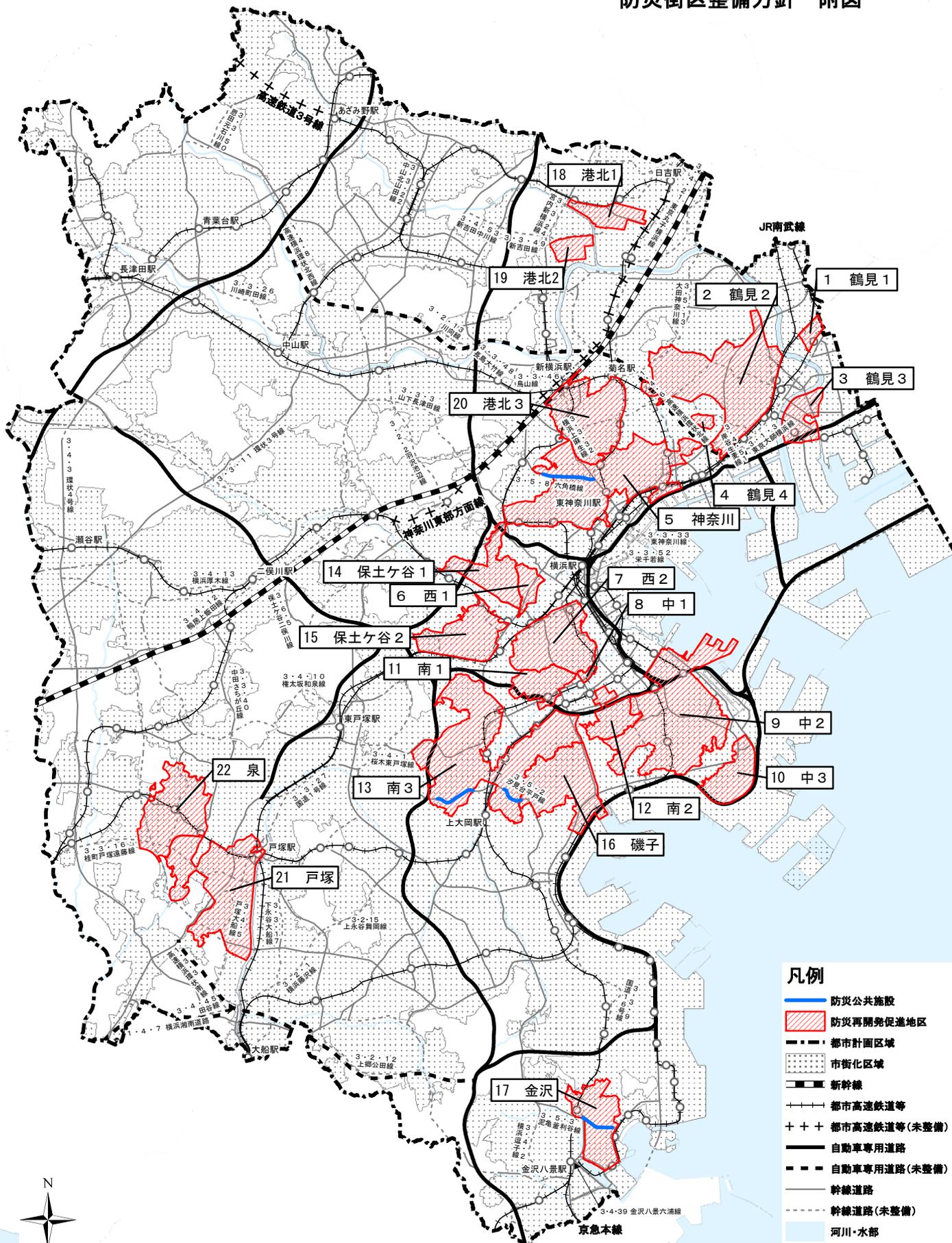
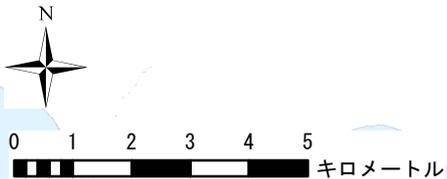


# 横浜国際港都建設計画 防災街区整備方針 附図



- 凡例**
- 防災公共施設
  - 防災再開発促進地区
  - 都市計画区域
  - 市街化区域
  - 新幹線
  - 都市高速鉄道等
  - 都市高速鉄道等(未整備)
  - 自動車専用道路
  - 自動車専用道路(未整備)
  - 幹線道路
  - 幹線道路(未整備)
  - 河川・水部

※この図面は、標記方針を補足するための参考図面です。  
 ※位置や区域を正確に示しているものではありません。  
 ※道路、公園緑地等は主なものを示しています。  
 ※凡例にある(未整備)は、事業中も含まれています。



## 理由書

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」（以下「三方針」という。）は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

整開保は昭和45年の当初決定以来、これまで全6回の見直しを行ってきており、市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「線引き」という。）と併せて、神奈川県が決定又は変更してきたが、平成22年3月の第6回見直し後、都市計画法の改正により整開保及び三方針（以下「整開保等」という。）の都市計画決定権限が横浜市へ移譲されました。

地域の自主性及び自立性を高めるという法改正の趣旨を踏まえれば、横浜市が整開保等及び線引きの都市計画決定権限を有することで、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが求められます。

また、横浜市内の人口変動・高齢化、企業活動の変化、環境や防災に対する市民意識の高まりなどに加えて、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変化してきており、横浜市の持続的発展に向けては、人や企業の呼び込みによる地域の活性化（若年層や子育て世代の流入促進、雇用機会の創出）や、継続的な成長・発展につながる都市づくり（都市基盤の整備効果の最大限の活用、市経済の発展、港湾機能強化）を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、防災街区整備方針においては、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や建築物の不燃化の推進を図るとともに、木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が高い地域において、建築物の不燃化、狭あい道路の拡幅整備、公園・防火水槽の整備等を重点的に行うことにより、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保し、併せて土地の合理的かつ健全な利用を図り、災害に強い都市の実現を目指し、本案のとおり変更するものです。

# 横浜国際港都建設計画

## 防災街区整備方針

### 新旧対照表

防災街区整備方針 新旧対照表

新	旧
<p><b>1 策定の目的</b></p> <p><u>本市における都市計画に関する方針は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」があり、そのうち本方針は、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の都市計画決定権限が平成24年4月に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画決定権限が平成27年6月に本市へと移譲されたことから、地域の自主性及び自立性を高めるという法改正の趣旨を踏まえ、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが求められる。</u></p>	

## 2 防災街区整備の基本的な方針

平成24年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増したことから、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」を実現するために、対象地域を絞り込み、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で地震火災対策を進める。

このうち、「防災まちづくり施策」については、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や建築物の不燃化の推進を図るとともに、木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が高い地域において、建築物の不燃化、狭あい道路の拡幅整備、公園・防火水槽の整備等を重点的に行うことにより、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保し、併せて土地の合理的かつ健全な利用を図り、災害に強い都市の実現を目指す。

## 3 防災再開発促進地区

### (1) 防災再開発促進地区の指定

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼の危険性が高い地域について、別表1及び附図のとおり防災再開発促進地区を指定し、延焼の拡大防止と避難地・避難路等の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を目的とした市街地の形成を図る。

### (2) 防災再開発促進地区の整備に関する方針

都市計画道路等の広幅員道路の整備や沿道建築物の不燃化等を進めるとともに、街区内部の建築物の不燃化、老朽建築物等の除却、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることにより、地震火災の延焼の拡大防止及びきめ細かな避難路の確保を図る。

## 1 防災街区整備の基本的な方針

老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ十分な公共施設がないこと、その他の土地利用の状況から、火事又は地震が発生した場合、建築物の倒壊、延焼等が連鎖的に起こる恐れがある市街地について、計画的な建替及び再開発を行うことにより、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保し、併せて土地の合理的かつ健全な利用を図り、災害に強い都市の実現を目指す。

## 2 防災再開発促進地区

### (1) 防災再開発促進地区の区域

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、大規模地震による連鎖的な建築物の倒壊危険性が高く、市街地火災の延焼危険性及び避難・消火の困難性が高い地区について、必要に応じて防災再開発促進地区の指定を行い、道路、公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化等を促進し、土地の合理的かつ健全な利用を目的とした再開発の実現を図る。

### ア 地区の整備に関する方針

公共施設の整備と土地利用の適正化、効率化を図り、市街地の整備改善を進める。

整備改善にあたっては、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等の事業手法と地区計画、建築協定、市街地環境設

整備改善にあたっては、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業等の事業的手法と、都市計画法、建築基準法、密集市街地整備法等の規制・誘導的手法とを連携するなど、柔軟で多様な手法の活用を図る。

また、老朽化建築物等の密集する地域においては、地域住民との協働で防災まちづくり計画を策定し、地域の防災性の向上と住環境の改善を進めるなど、身近できめ細かな取組の推進を図る。

### (3) 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は別表1のとおりである。

## 4 防災公共施設

### (1) 防災公共施設の指定

防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路について、別表2及び附図のとおり防災公共施設を指定し、沿道の建築物の不燃化と合わせて、地震火災の延焼の拡大防止を図る。

### (2) 防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要

防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要は別表2のとおりである。

計制度（総合設計制度）等の規制・誘導手法を連携し、効果的な活用を図る。

また、住民との協働で計画をつくることにより、事業の総合化と効率的な推進を図る。

### イ 居住環境の改善に関する方針

道路、公園等の公共施設の整備、建築物の不燃化、土地の高度利用等を促進し、良好な環境を備えた住宅地への整備・誘導を図る。

### (2) 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は別表及び附図のとおりである。

横浜国際港都建設計画

防災街区整備方針

新旧対照（別表）

新

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	1 鶴見1地区	2 鶴見2地区
面積	約25.7ha	約534.8ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。
ニ 建築物の更新の方針	・不燃化推進補助・耐震改修補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替・耐震改修を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。
ホ その他の特記すべき事項	・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域	・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	2 市場西中町地区	
面積	約6.1ha	
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></li> </ul>	
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></li> </ul>	
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></li> </ul>	
ニ 建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></li> </ul>	
ホ その他の特記すべき事項		

3 鶴見3地区	4 鶴見4地区	5 神奈川地区
約96.4ha	約15.1ha	約562.7ha
<p>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</p>	<p>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</p>	<p>・住宅市街地総合整備事業等により、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の延焼・発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</p>
<p>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</p>	<p>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</p>	<p>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</p>
<p>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</p>	<p>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</p>	<p>・延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路、区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</p>
<p>・不燃化推進補助・耐震改修補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替・耐震改修を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</p>	<p>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</p>	<p>・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路沿道や地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</p>
<p>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</p>	<p>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</p>	<p>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域 ・防災公共施設（都市計画道路六角橋線）を含む</p>

1 潮田・本町通地区		3 子安通・浦島町地区
約53.1ha		約7.4ha
<p>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></p>		<p>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></p>
<p>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></p>		<p>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></p>
<p>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>		<p>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>
<p>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></p>		<p>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></p>

新

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	6 西1地区	7 西2地区
面積	約48.7ha	約260.5ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>
ニ 建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</li> </ul>
ホ その他の特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域</li> </ul>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名		4 西戸部町地区
面積		約18.2ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標		<p>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></p>
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要		<p>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、丘陵地の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></p>
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針		<p>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>
ニ 建築物の更新の方針		<p>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></p>
ホ その他の特記すべき事項		

新

8 中1地区	9 中2地区	10 中3地区
約9.6ha	約583.5ha	約127.8ha
<p>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</p>	<p>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</p>	<p>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</p>
<p>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</p>	<p>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</p>	<p>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</p>
<p>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</p>	<p>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</p>	<p>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</p>
<p>・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</p>	<p>・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</p>	<p>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</p>
<p>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域</p>	<p>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域</p>	<p>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</p>

	<u>9 本郷町3丁目地区</u>	
	<u>約17.4ha</u>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、丘陵地の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></li> </ul>	

新

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	11 南1地区	12 南2地区
面積	約103.9ha	約100.5ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等により、 <u>建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</u>	・住宅市街地総合整備事業等により、 <u>建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</u>
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物の <u>不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</u>	・都市基盤の整備と老朽建築物の <u>不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</u>
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・ <u>区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</u>	・ <u>区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</u>
ニ 建築物の更新の方針	・ <u>建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</u>	・ <u>建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</u>
ホ その他の特記すべき事項	・「 <u>横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針</u> 」の重点対策地域及び対策地域	・「 <u>横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針</u> 」の重点対策地域及び対策地域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	8 三春台地区	7 唐沢・平楽・八幡町地区
面積	約22.8ha	約40.2ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></li> </ul>
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、丘陵地の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、丘陵地の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></li> </ul>
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></li> </ul>
ニ 建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></li> </ul>
ホ その他の特記すべき事項		

13 南3地区	14 保土ケ谷1地区	15 保土ケ谷2地区
約660.7ha	約156.3ha	約193.7ha
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の延焼・発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路、区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路沿道や地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域</li> <li>・防災公共施設（都市計画道路汐見台平戸線）を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</li> </ul>



新

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	16 磯子地区	17 金沢地区
面積	約271.5ha	約181.6ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等により、 <u>建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</u>	・住宅市街地総合整備事業等により、 <u>延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の延焼・発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</u>
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物の <u>不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</u>	・都市基盤の整備と老朽建築物の <u>不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</u>
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・ <u>区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</u>	・ <u>延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路、区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</u>
ニ 建築物の更新の方針	・ <u>建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</u>	・ <u>不燃化推進補助・耐震改修補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替・耐震改修を誘導し、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路沿道や地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</u>
ホ その他の特記すべき事項	・ <u>「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域</u>	・ <u>「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</u> ・ <u>防災公共施設（都市計画道路泥亀釜利谷線）を含む</u>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	10 滝頭・磯子地区	
面積	約39.1ha	
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	<p>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></p>	
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<p>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></p>	
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	<p>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>	
ニ 建築物の更新の方針	<p>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></p>	
ホ その他の特記すべき事項		

新

18 港北1地区	19 港北2地区	20 港北3地区
約79.1ha	約49.4ha	約289.4ha
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域</li> </ul>



新

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	21 戸塚地区	22 泉地区
面積	約418.8ha	約262.1ha
イ 地区の再開発、整備の主たる目標	・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。	・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。	・都市基盤の整備と老朽建築物の耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。	・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。
ニ 建築物の更新の方針	・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。	・耐震改修補助等により、老朽建築物の耐震改修を誘導し、地区の耐震化の促進を図る。
ホ その他の特記すべき事項	・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域	・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対策地域

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名		
面積		
イ 地区の再開発、整備の主たる目標		
ロ 防災街区の整備に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要		
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針		
ニ 建築物の更新の方針		
ホ その他の特記すべき事項		

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

<p><u>7 西2地区</u></p>		
<p><u>約260.5ha</u></p>		
<p><u>・住宅市街地総合整備事業等により、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることで、市街地大火の発生防止、きめ細かな避難路の確保を図る。</u></p>		
<p><u>・都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化・耐震化を進め、災害に強い街区の形成を図る。</u></p>		
<p><u>・区画街路、街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>		
<p><u>・建築基準法令に基づく防火規制や不燃化推進補助等により、老朽建築物の除却・不燃化建替を誘導し、地区の不燃化・耐震化の促進を図る。</u></p>		
<p><u>・「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域及び対策地域</u></p>		

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

5 東久保町地区	6 中村町5丁目地区	
約20.4ha	約4.5ha	
<p>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></p>	<p>・<u>老朽化した木造住宅等の不燃化建替や共同建替を進めるとともに、道路を拡幅することにより、良質な住宅供給と防災性及び住環境の向上を図る。</u></p>	
<p>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、丘陵地の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></p>	<p>・<u>都市基盤の整備と老朽建築物の不燃化を進め、都市周辺部の立地にふさわしい災害に強い良好な居住環境とする。</u></p>	
<p>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>	<p>・<u>区画街路や街区公園等の整備の促進を図る。</u></p>	
<p>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></p>	<p>・<u>建替促進事業により老朽化した建物の除却や、木造住宅等の共同建替等を誘導し、不燃化の促進を図る。また、倒壊危険家屋の耐震改修を促進する。</u></p>	

別表2 防災公共施設及び防災公共施設と一体となって延焼防止や避難地、避難路として機能を確保するための建築物等の整備の概要

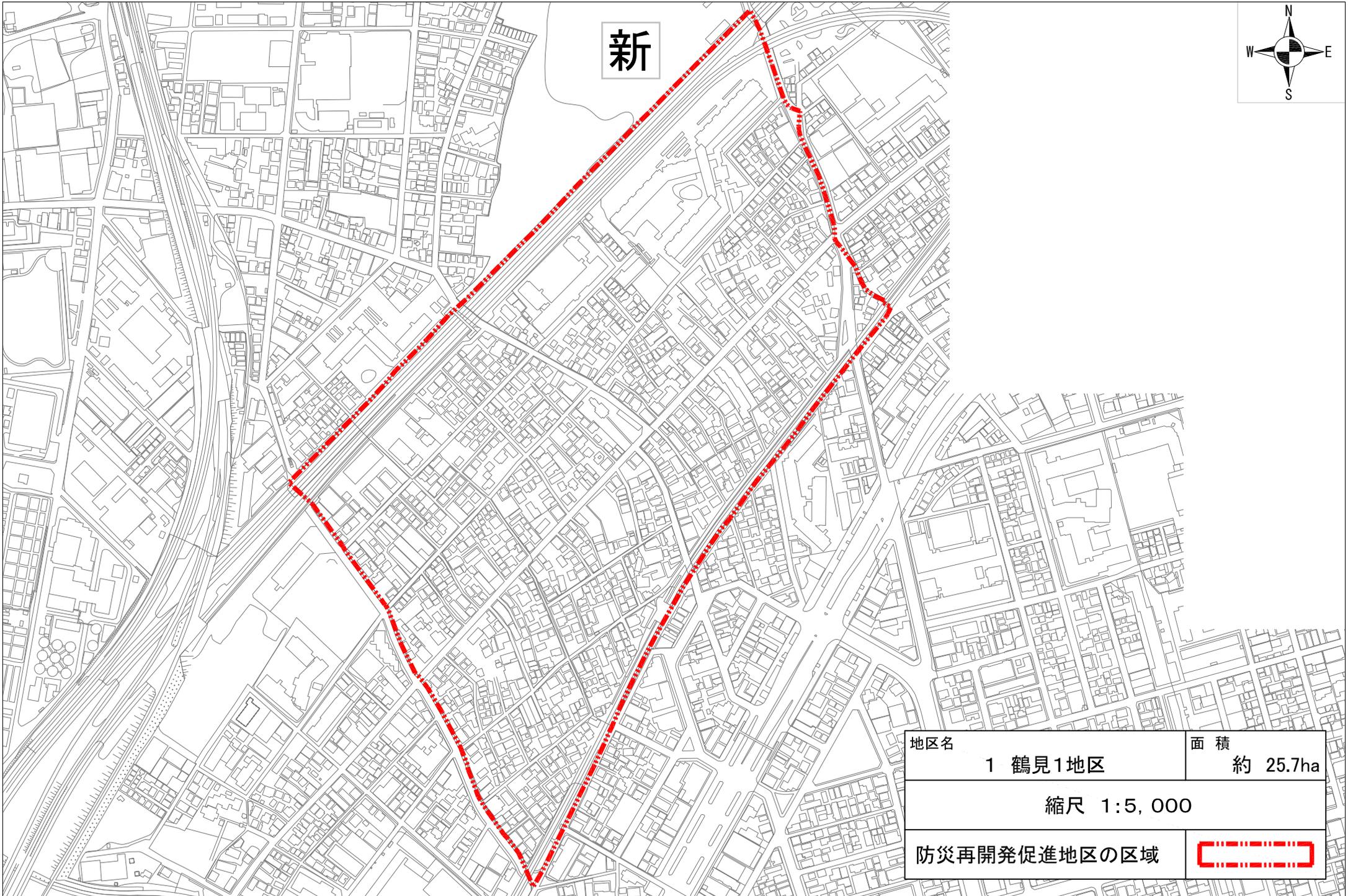
地区名	5 神奈川地区	13 南3地区	17 金沢地区
イ 防災公共施設の整備及び防災公共施設と一体となって延焼防止や避難地、避難路として機能を確保するための建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道の建築物について不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道の建築物について不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道の建築物について不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図る。</li> </ul>
ロ 整備する防災公共施設の種類、配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路 六角橋線</li> <li>代表幅員 15m</li> <li>配置は附図のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路 汐見台平戸線</li> <li>代表幅員 15m</li> <li>配置は附図のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路 泥亀釜利谷線</li> <li>代表幅員 15m</li> <li>配置は附図のとおり</li> </ul>
ハ 整備スケジュール	平成 34 年度整備完了	平成 34 年度整備完了	平成 34 年度整備完了
ニ その他の特記すべき事項			



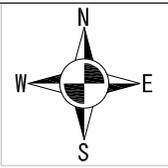
横浜国際港都建設計画

防災街区整備方針

新旧対照 (防災再開発促進地区)



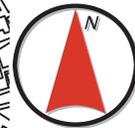
新



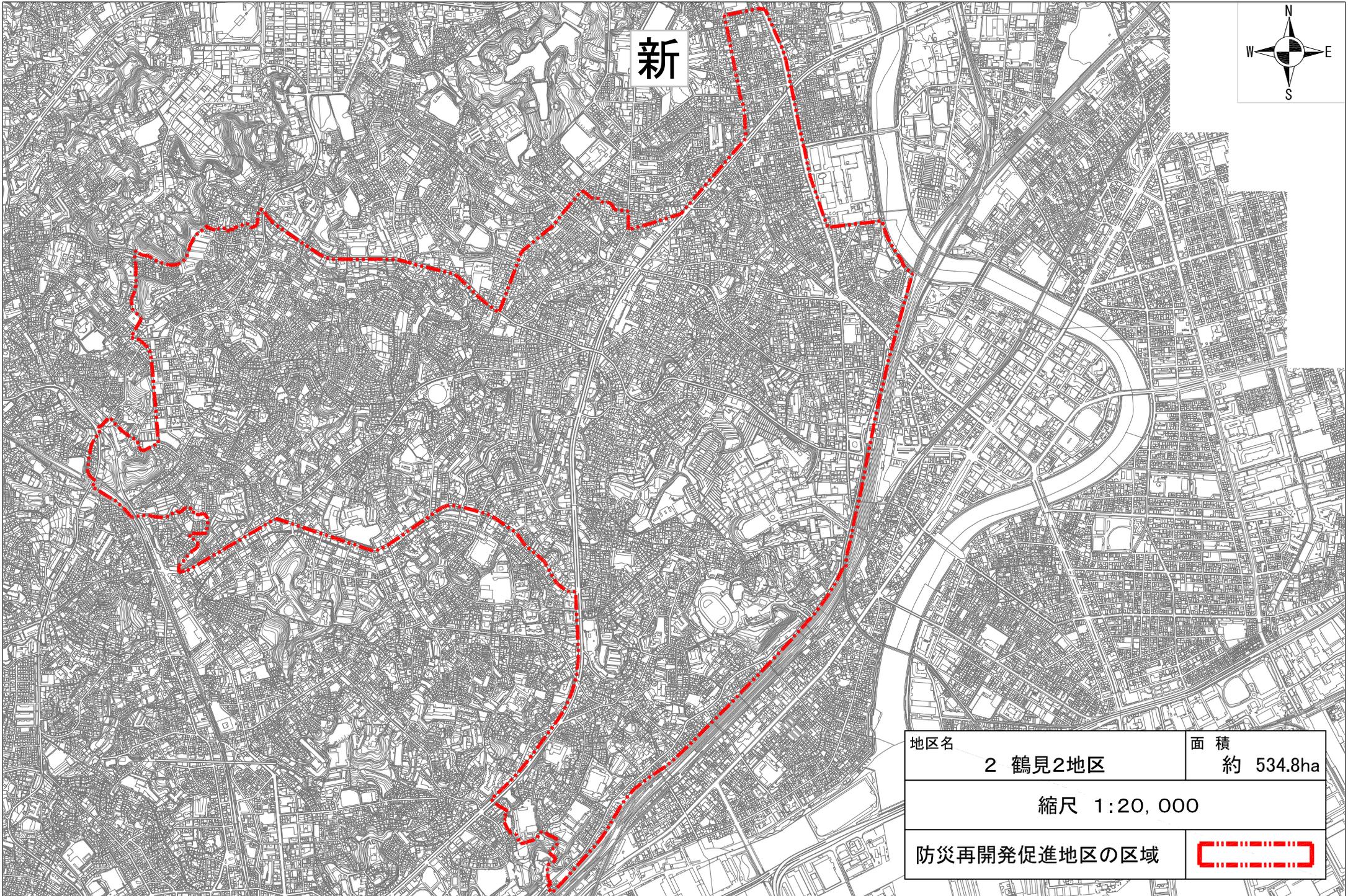
地区名	1 鶴見1地区	面積	約 25.7ha
縮尺 1:5,000			
防災再開発促進地区の区域			

旧

2 市場西中町地区



地区名	2 市場西中町地区	面積	約6.1ha
縮尺 1:5,000			
防災再開発促進地区の区域			



新



地区名	2 鶴見2地区	面積	約 534.8ha
縮尺 1:20,000			
防災再開発促進地区の区域			

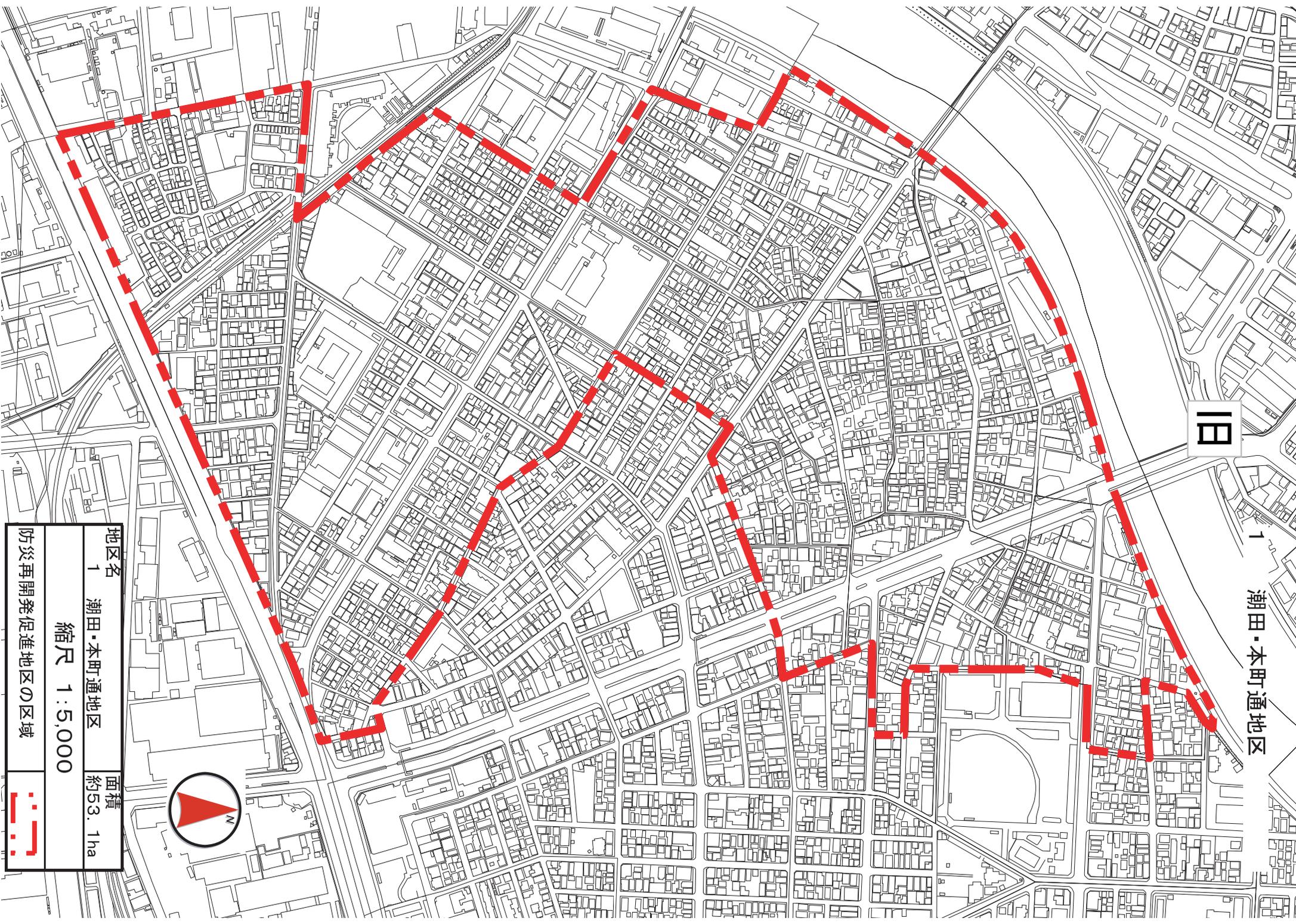
旧



新



地区名	3 鶴見3地区	面積	約 96.4ha
縮尺 1:10,000			
防災再開発促進地区の区域			

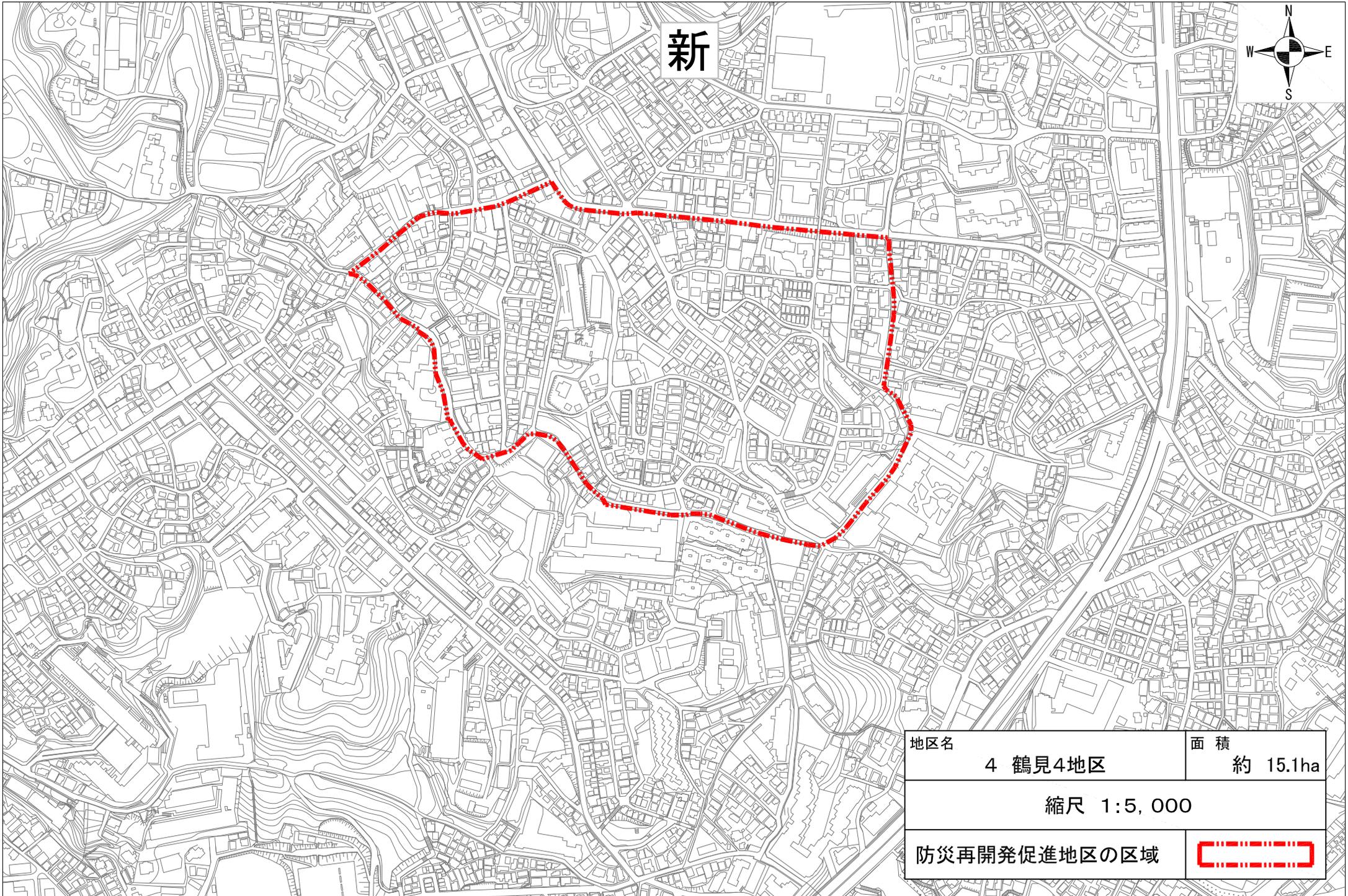


1 潮田・本町通地区

18



地区名	1 潮田・本町通地区	面積	約53.1ha
防災再開促進地区の区域		縮尺	1:5,000

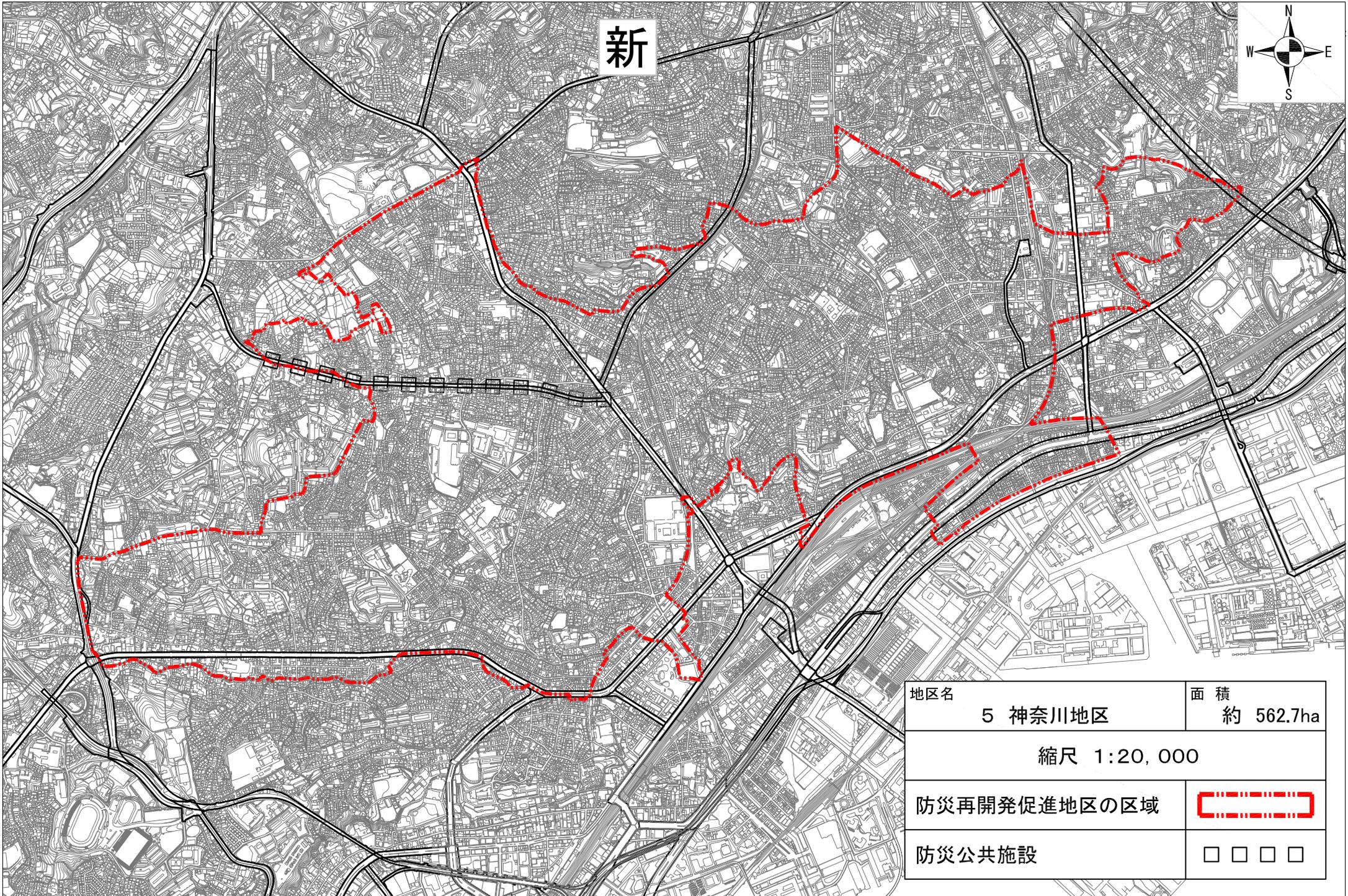


新

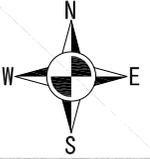


地区名	4 鶴見4地区	面積	約 15.1ha
縮尺 1:5,000			
防災再開発促進地区の区域			

18



新



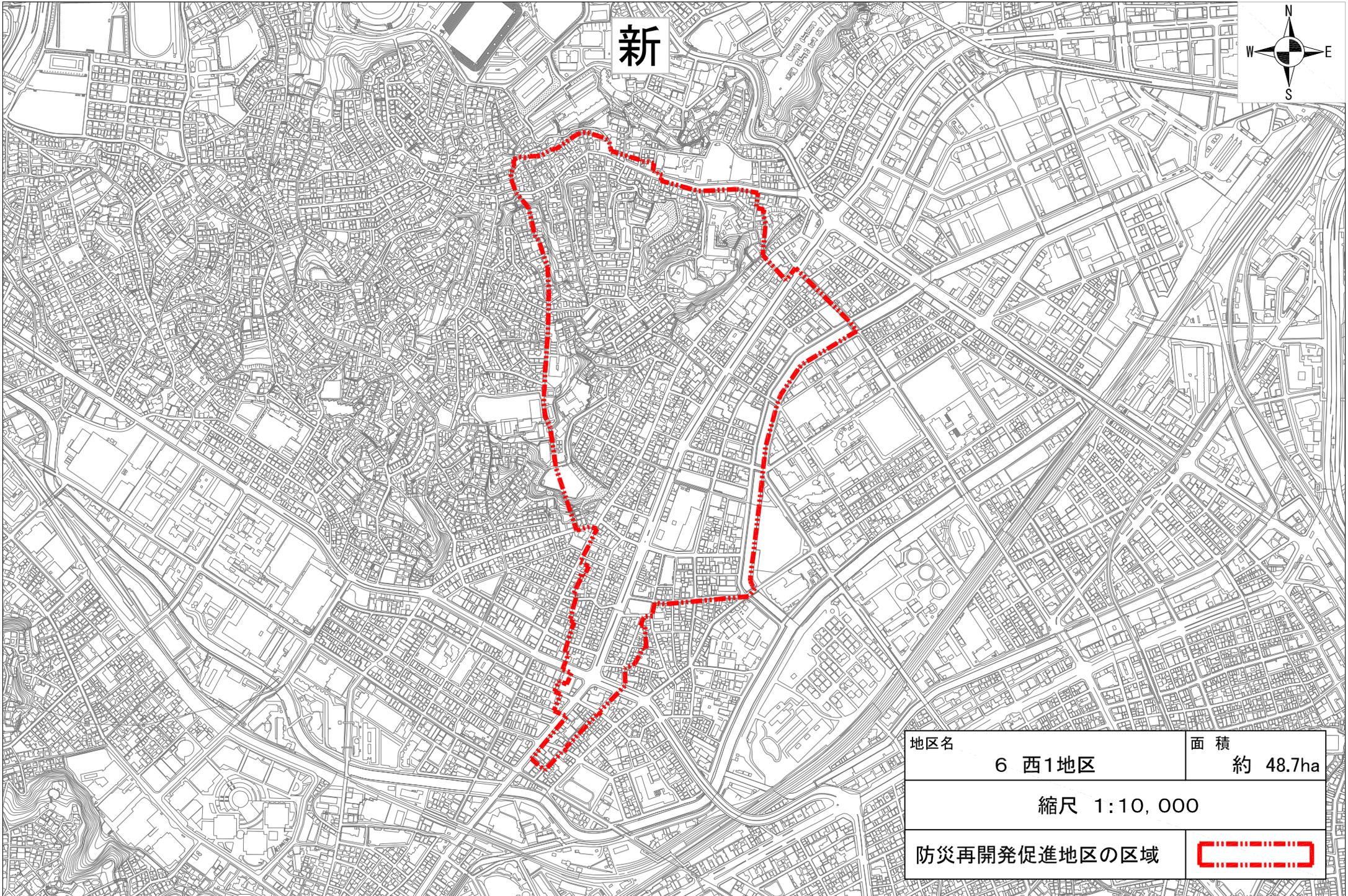
地区名	5 神奈川地区	面積	約 562.7ha
縮尺 1:20,000			
防災再開発促進地区の区域			
防災公共施設			

旧

3 子安通・浦島町地区



地区名	面積
3 子安通・浦島町地区	約7.4ha
縮尺 1:5,000	
防災再開発促進地区の区域	



新

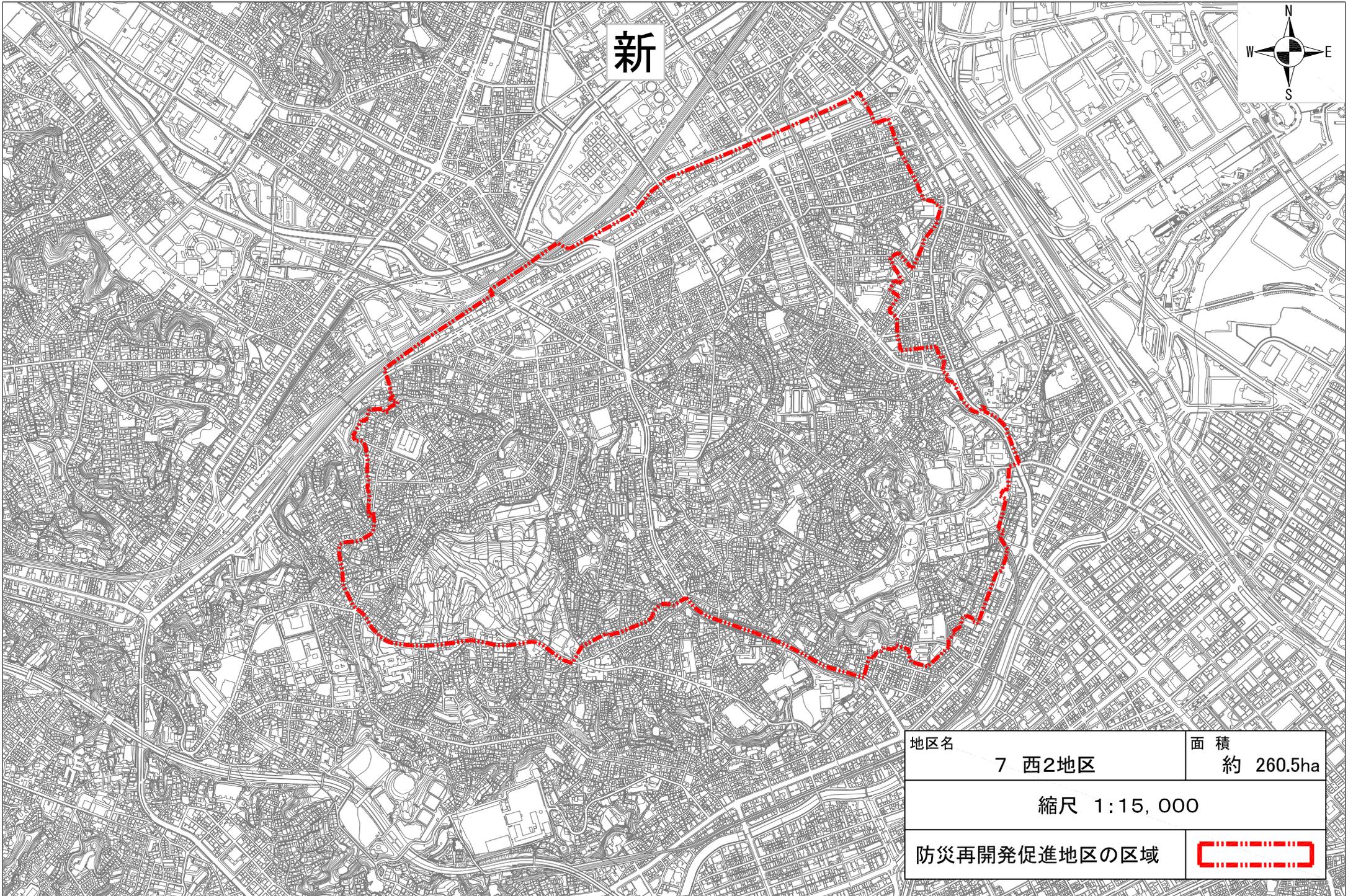


地区名	面積
6 西1地区	約 48.7ha

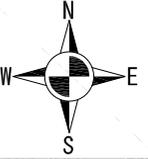
縮尺 1:10,000

防災再開発促進地区の区域	
--------------	---

旧



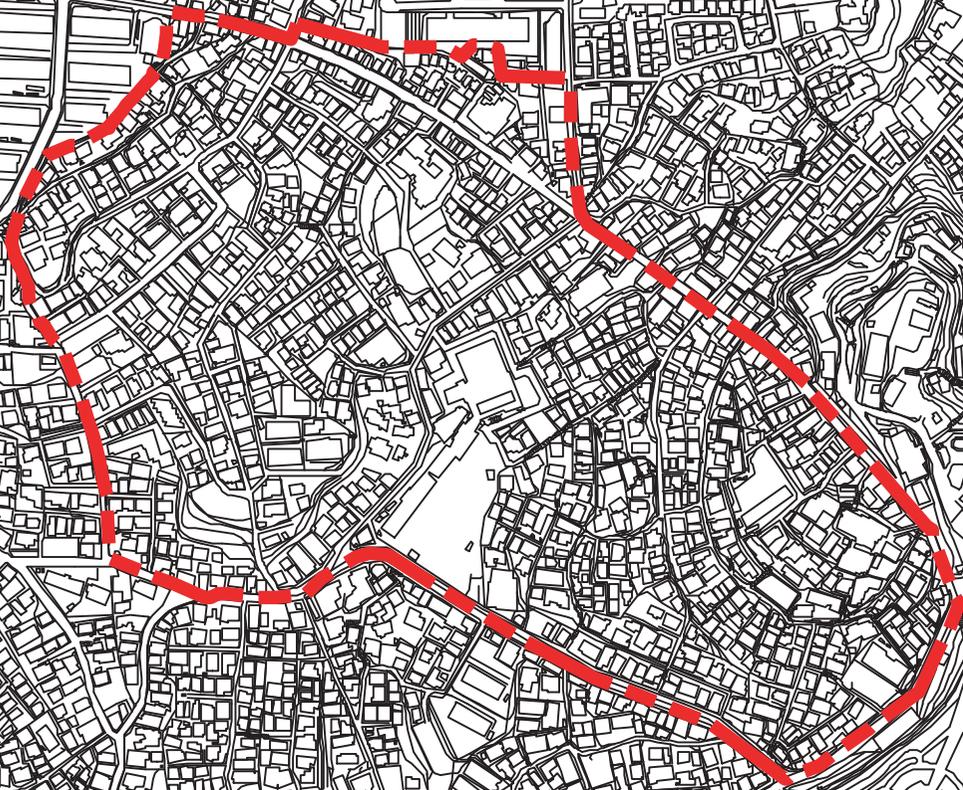
新



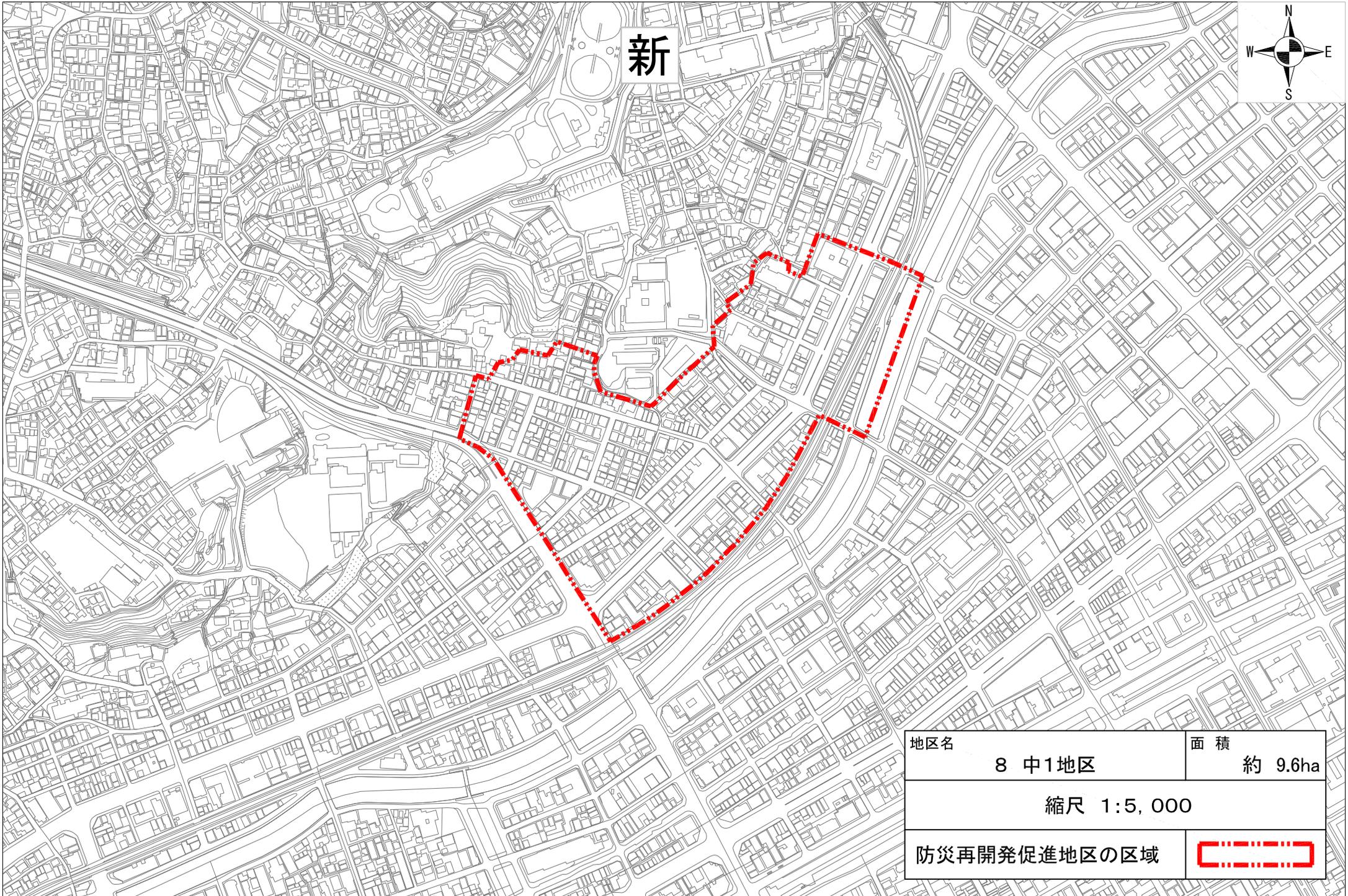
地区名	7 西2地区	面積	約 260.5ha
縮尺 1:15,000			
防災再開発促進地区の区域			

旧

4 西戸部町地区



地区名	面積
4 西戸部町地区	約18.2ha
縮尺 1:5,000	
防災再開発促進地区の区域	



新



地区名	8 中1地区	面積	約 9.6ha
縮尺 1:5,000			
防災再開発促進地区の区域			

18